

# 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第11回会合議事録

日 時：平成 23 年 8 月 30 日（火）13:30～14:41

場 所：内閣府（4号館）共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、漆委員、清原委員、国分委員、坂田委員（代理：矢橋氏）、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員

（内閣府）：太田審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室補佐官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

## 議事次第

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- （1）「平成 23 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果について（速報）
- （2）「青少年インターネット環境整備基本計画」に盛り込まれた施策の進捗状況について
- （3）検討会報告書「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」（案）に対する意見の概要について
- （4）検討会報告書「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」のとりまとめについて

### 3. 細野内閣府特命担当大臣あいさつ

### 4. 閉 会

### 5. 議事内容

○清水座長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日もお忙しいところを誠にありがとうございます。本日は第 11 回の検討会となります。

それでは、最初に委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いします。

○山本参事官 事務局の山本でございます。先週 24 日付で高須の後任として着任をいたしました。よろしくお願ひいたします。

それでは、御報告いたします。本日は坂田委員の代理で矢橋様、半田委員の代理で設楽様に御出席をいただいております。村木統括官につきましては、所用のため、遅れて出席をさせていただく予定です。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

では、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○山本参事官 配付資料でございますが、まず議事次第でございます。2枚目に資料一覧がございます。

資料は1～8まで、参考資料1と2がございます。

資料1は、横長の調査結果速報。

資料2は、フォローアップ結果。

資料3は、警察庁のもの。

資料4は、総務省のもの。資料4-1、4-2、4-3とございます。

資料5は、法務省のもの。

資料6は、報告書更新案。

資料7は、意見の概要について。資料7-1と7-2がございます。

資料8は、報告書(案)でございます。

参考資料1としまして、実態調査の調査票。1-1が青少年用、1-2が保護者用でございます。

参考資料2としまして、A4横長のフォローアップ結果をとりまとめたものでございます。

なお、報告書(案)に対する意見の原文を机上のみで配付しております。会議後、回収をさせていただきます。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様にご確認をいただいた上で、議長にお諮りした後、公開をさせていただきたく存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきたいと思います。

議題「(1)『平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査』の結果について(速報)」でございます。

事務局から御報告をお願いいたします。

○山本参事官 実態調査の調査結果について御報告をいたします。資料1をごらんください。

1ページ、調査の概要でございますが、平成21年度、22年度に引き続きまして、法律施行状況のフォローアップとして実施したものでございます。対象は満10歳～17歳までの青少年3,000人及び保護者3,000人でございます。期間は6月9日～26日まで個別面接方式により実施をいたしております。

結果は2ページ以降でございます。3つのポイントに沿って御報告をいたします。

「ポイント①青少年のインターネット利用状況」でございます。携帯電話を通じたインターネットの利用ということですが、本年度は小学生が20.3%、中学生が47.8%、高校生が95.6%でございます。

このうちスマートフォンですが、小学生が0%、中学生が5.4%、高校生が7.2%となっております。

す。昨年度のスマートフォンは中学生が 2.6%、高校生が 3.9%でしたので、この数字が上がってきている状況が伺えます。そのうち小学生の 7 割半ば、中高生のほとんどがインターネットを利用しているという状況でございます。

3 ページ、パソコンを通じたインターネット利用についてでございます。小学生が 81.9%、中学生が 85%、高校生が 87.7%ということで、パソコンの使用が出ております。このうち小学生の 7 割、中学生の 8 割前半、高校生の約 9 割がインターネットを使用しているという状況でございます。

4 ページ「ポイント②携帯電話におけるフィルタリング利用率」でございます。小学生が 76.5%、中学生が 69.6%、高校生が 49.7%という調査結果が出ております。21 年度～22 年度にかけては、それぞれ 10～16 ポイント程度大きく向上したのに対して、22 年度～23 年度にかけては、やや伸び悩んでいる状況がうかがえるところであります。引き続き、利用率向上に取り組む必要があると見られるところであります。

5 ページ、携帯電話におけるフィルタリング利用率を購入時期別に見たグラフが左であります。23 年度が 76.6%ということで、昨年よりも 8.6 ポイント増加をしております。おおむね年々増加をしている傾向がうかがえるところであります。

右側は保護者の啓発経験の有無別に調べたものであります。小学生、中学生、高校生いずれも啓発経験のある保護者の方が利用率が高くなっております。

6 ページ「ポイント③青少年の実態と保護者の認識とのギャップ」でございます。左側ですが、携帯電話を所有している青少年に対して、インターネットを利用しているかどうかを尋ねたものでございます。水色が青少年、黄色が保護者です。いずれも青少年の回答の方が保護者の回答を上回っておりまして、保護者が利用の実態を十分に認識、把握していない実態がうかがえるところです。

右側は青少年のインターネット上のトラブルや問題行動、例えばチェーンメールが送られてきたり、転送したりしたことがあるかなど、その経験について聞くものです。これを見ますと、中学生あるいは高校生については、青少年の回答が保護者の回答を上回っておりまして、ここでも認識のギャップが見受けられるところがございます。

説明は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○清原委員 三鷹市長の清原です。

今回、この調査については回収率も高く、有効な調査をしていただいたものと認識しました。ただいま御紹介していただいた内容以外に、参考資料 1-2 で拝見しますと、この間、保護者の回答紙の 7 ページの Q24 で「あなたは、有害サイトやネットいじめの問題など携帯電話やパソコンの危険性について、これまで説明を受けたり学んだりしたことがありますか」ということで、幾つでも答えていただいているわけですが、全体としてこのような説明を受けた方が、重複回答も踏まえますと、半数くらいはいらっしやるという実態が確認されたと思います。

更に 8 ページで、「今後このような説明を受けたり学んだりしたいですか」という意向について

も、学びたい、どちらかという学びたいを合わせまして、5割近くの方がこういう意向を示しているということは、極めて重要だと思いました。

冒頭、スマートフォンが前回の調査よりも、高校生などで普及率が高まっていることなども考えますと、このほか **ipod** という音楽を聞く機器でも、組み合わせによってはインターネットと即つなげることができて、ほぼスマートフォンのような使い方もできるという技術が進んでいる中、保護者に対するこのような啓発の効果がまだまだ期待されるのではないかと感じまして、今回の調査を踏まえて、更にインターネットが青少年に与える陰の部分について、保護者に学んでいただく機会を増やすことの有効性が存在するのではないかと思います。今後の取組について、示唆ある実態調査ではないかと読み取らせていただきました。

以上、コメントです。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。今後また最終報告が例年のように出されると思います。

それでは、ありがとうございます。

議題「(2)『青少年インターネット環境整備基本計画』に盛り込まれた施策の進捗状況について」でございます。

この件に関しましては、前回の検討会におきまして、**22**年度の基本計画の進捗状況を各関係府省庁から御報告いただいたところでございます。その後のフォローアップにつきまして、事務局より御説明があるということですので、よろしくお願いたします。

また、併せて、本日はその後の取組につきまして、警察庁、総務省、法務省から御報告があるということですので、引き続き、その省庁からお願いしたいと思います。

最初に、事務局からお願いします。

○山本参事官 それでは、平成 **22**年度のフォローアップ結果について御報告をいたします。資料2をごらんください。

まず全体の総括といたしましては、平成 **21**年度に引き続き基本計画に基づく施策を着実に推進をしたということでございます。

「1. 教育及び啓発活動の推進」。

「1. 学校における教育・啓発の推進」としまして、情報モラル教育を推進するため、教員のための専門的研修を実施し、具体的な授業の進め方の例などを示した情報モラル教育実践ガイダンスを公表したほか、保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座を実施したところであります。

また「3. 家庭における教育・啓発の推進」につきましては、青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料を作成・配布したところであります。

「2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等」。

1. の事業者における取組としまして、形態事業者及び第三者機関と連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上を促進した。

2. のフィルタリングサービスの高度化としまして、形態事業者及び第三者機関と連携をし、多

様なフィルタリングサービスの提供の促進に取り組むほか、携帯電話フィルタリングの水準向上等に係る実証実験を実施したところでございます。

2 ページの「3. 民間団体の支援」。

「1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動支援」としまして、地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組を支援したところであります。

2. ウェブサイト運営者による取組の支援ということで、業界団体によるガイドラインの策定や改訂の取組を継続的に支援するとともに、違法有害情報相談センターにおける相談業務の拡充・機能強化を支援したところでございます。

「4. その他重要事項」。

「1. サイバー犯罪取締り等の推進」としまして、捜査の効率化を目的とした新たな捜査方法である全国共同捜査方式を試行運用するなど、取締り体制を強化したほか、サイバー犯罪に適切に対処するために関係法律案の立案を進め、閣議決定をしたところであります。

「5. 推進体制等」。

国における体制としまして、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策などに基づいて、関係省庁連携の下に施策を推進したほか、2. 地方公共団体等との連携につきましても、都道府県・指定市青少年行政主管課長会議等を通じた必要な情報提供を実施したところでございます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問、御意見があると思いますが、3省庁の発表が終わりましたから、まとめてお願いしたいと思えます。

続きまして、警察庁、お願いいたします。

○本田情報技術犯罪対策課課長補佐 警察庁の方から、平成23年4月以降の取組について御説明いたします。お手元の資料3について御説明いたします。

まず1点目が「インターネット上の違法情報対策強化のための『全国協働捜査方式』の本格実施」についてでございます。

資料2の基本計画の中の「4. その他重要事項」の「1. サイバー犯罪の取締り等の推進」の中で御説明しているものの進捗状況でございます。新たな捜査の枠組みであります全国協働捜査方式につきましては、試行結果を踏まえまして、また、体制を強化いたしまして、23年7月1日から本格実施を開始いたしております。

2点目が「インターネット上の児童ポルノのブロックの実施」についてであります。これも基本計画の「4. その他重要事項」の中の「2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進」でございます。これにつきましては、実効性のあるブロックの導入に向けた環境整備の実施ということで御説明しておりますけれども、これにつきましても23年4月から一部のISPでございますが、ブロックを本格実施いたしております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

総務省、お願いいたします。

○鈴木消費者行政課長 総務省でございます。

お手元の資料4に基づいて、手短に御説明させていただきたいと思います。

資料4-1の横紙でございます。こちらは5月のこの検討会におきましても、総務省の取組として御紹介させていただきました。その後の進捗として追加してございますのが、一番下の「その他」の2つ目のところでございます。

2月に中間報告をこの場でさせていただきましたが、総務省の研究会の方で引き続き検討を進めまして、最終提言を7月に公表し、パブリック・コメントに付しているところでございます。

その具体的な内容はその下でございますが、2月に公表した中間報告に加えまして、①CGM 運営者に期待される取組、②無線 LAN を利用したインターネット接続について、③スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応、④青少年保護・バイ・デザインの提唱について、とりまとめているところでございます。

この提言（案）につきましては、パブリック・コメントに付しておりますので、来月以降の総務省の研究会において、提言として確定する見込みとなっております。

その後ろに付けております資料4-2でございますけれども、こちらが具体的な提言（案）の概要でございます。

1 ページが5つの基本方針について。こちらは中間報告でも報告させていただいているものでございます。

2～3 ページが具体的な内容で、2 ページの一番下の CGM 運営者について。これが中間報告以降、新たに加わったものでございます。

3 ページの上から3つ目の「多様なインターネット接続可能機器等」の■の3つ目に、スマートフォンから無線 LAN を通じてインターネットに接続するサービスについて。その下のスマートフォン上のアプリケーションソフトについて。これらについて議論を研究会の中でいただきまして、提言（案）をとりまとめたものでございます。

一番下に「青少年保護・バイ・デザインの提唱」ということで、「おわりに」のところでも新しい考え方として提唱しているところで、その内容につきましてはお手元の資料4-3をごらんいただきたいと思います。

資料4-3は総務省の研究会の提言（案）の中の「おわりに」の部分の青少年保護・バイ・デザインの提唱。具体的な内容としましては、下から2つ目の段落「そこで」以下でございます。

そこで、本研究会は今後のインターネット上の青少年保護のための一つの重要な概念として、青少年保護・バイ・デザインを提唱したい。この概念は新たな機器やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計やサービスの設計、事業者内部及び事業者間の体制の整備等を行うことを示すものであるという形で、青少年保護・バイ・デザインという考え方を研究会の中で議論の上、提唱するという形で公

表しているものでございます。

概要は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、法務省、お願いします。

○岡村補佐官 法務省でございます。

先ほど、内閣府の方から御紹介がありました資料2の2ページの4の「1. サイバー犯罪の取締り等の推進」についての第2段落目に、改正法案の立案を進め、国会提出について閣議決定とされておりますが、平成23年6月に「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立いたしましたして、その内容が追加されておりますので、法改正の概要について簡単に御説明させていただきます。

資料5の左側を御覧ください。法改正の背景についてでございますが、近年、コンピュータが広く社会に普及しまして、その機能も高性能化が一層進んで、複雑かつ多様な情報を処理することが可能になっているとともに、世界的な規模のコンピュータ・ネットワークが形成されて、コンピュータとそのネットワークが極めて重要な社会的基盤となっております。

このような情報技術の発展に伴いまして、いわゆるコンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面におきましても、コンピュータや電磁的記録の特質に応じた手続を整備する必要が生じております。

こうしたことから、サイバー犯罪等に適切に対処するため、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第177回国会に提出し、平成23年6月に成立いたしました。法改正の内容といたしましては、資料のサイバー関係の法整備の下にありますように、まず実体法の整備につきましては、いわゆる「コンピュータ・ウイルスの作成・供用等の罪の新設」、不特定多数の者にわいせつ画像をメールで送信する行為を処罰対象に含める「わいせつ物頒布等の罪の構成要件の拡充」などを内容としております。

また、手続法の整備につきましては、電磁的記録にかかる記録媒体の差押えを行うに当たりまして、必要なデータのみを記録媒体に複写するなどして、これを差し押さえることを可能にすることなどのほか、通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定の整備等を行うことを内容としております。

なお、コンピュータ・ウイルスの作成・供用等の罪の新設など、実体法の整備に関しましては、本年7月14日から施行されております。検察当局におきましては、他人の電子計算機における実行の用に供する目的で、コンピュータ・ウイルスを保管していた者について、いわゆるウイルス保管罪を適用して起訴するなど、改正刑法の適切な運用に努めているところでございます。

法務省からは以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、御説明が終わりましたので、ここで意見交換の時間を取りたいと思います。御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました3省庁の報告を受けまして、報告書(案)の第2章第1節につきまして、改訂がございます。この点につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○山本参事官 それでは、報告書の更新案について御説明いたします。資料6をごらんください。赤字が改正箇所です、8点ございます。

まずは10ページ「安心ネットづくり促進協議会に対する支援」におきまして、利用環境整備に関する目標の後の括弧書き、「自主憲章」を削除するものでございます。

2点目は13ページ「有害情報影響調査の実証研究」につきまして、この項目を削除するものでございます。

3点目は18ページ「安心ネットづくり促進協議会に対する支援」につきましては、1と同様「自主憲章」に関する部分を削除するものでございます。

4点目は20ページ「セルフレイティングの普及に向けた支援」につきまして、表現上の整理をするものでございます。

5点目は21ページ「サイバー犯罪の取締り体制の強化」につきまして、「試行運用」の「試行」を削除するものでございます。

6点目は22ページ「サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑の実現」につきまして、内容を全面的にアップデートするものでございます。

4点目は22ページ「実効性のあるブロッキングの導入に向けた環境整備」につきまして、最後に一部のインターネット・サービス・プロバイダによるブロッキングが開始された旨を追加するものでございます。

8点目は23ページ「児童ポルノ対策に係る検討の支援等」ということで、内容のアップデートをするものでございます。

修正箇所は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきましたけれども、この件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。その後の状況を踏まえての修正ですけれども、よろしいですか。

よろしいようでしたら、この点は御承認をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、議題(3)に移らせていただきたいと思います。これは本研究会の報告書ですが、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」(案)につきまして、意見の概要のついてでございます。

最初に事務局から御説明をいただいて、御意見をいただきたいと思いますので、事務局からお願いいたします。

○山本参事官 それでは、報告書に対する意見の概要について、御報告いたします。資料7をごらんいただきたいと思います。

今回の意見募集の実施期間でございますが、7月1日～29日までです。提出された意見の状況で



ありますが、主体別の意見数としましては **28** 件でございます。個人が **21** 名、団体が **7** 件でございます。内容別に見た意見数としましては、**63** 件でございます。

資料 7-1 の別紙として、それぞれいただいた内容を事務局の方で項目に沿って整理をし直させていただきました。

資料 7-2 でございます。これは報告書（案）に載せます案ということでありまして、その中の内容別意見の概要ということで、いただいた意見の主な内容を取りまとめさせていただいております。それに基づきまして、御報告させていただきます。

「1. 基本方針（総論）関連」であります。番号の **2**、**4**、**7**、**11** などに見られますように、行政側が規制を強化し、人権侵害や表現の自由などを逸脱して行わないよう、民間側が自主的な判断の下に取組を行い、メディアリテラシー教育により青少年が安全・安心に使用できるようにするといった意見をいただいております。資料 7-2 の 1 つ目の○として、整理をさせていただいております。

**13** あるいは **14** でありますけれども、この中では広島市の条例の取組などが紹介をされておりました。地方では条例によりフィルタリングなどの取組を行い、成果を上げているところもある。また、民間の判断だけでなく、国と地方で情報交換、連携を図りながら、施策の調和を図ってほしいといった意見も寄せられているところでございます。

「2. 教育・啓発関連」であります。この中では **17**、**18**、**20** あるいは **22** に見られますとおり、義務教育でいろいろな事例、実線を変えながら、情報リテラシー等の教育を行うことが重要であるといった御意見がございます。

**20** 番では教科書を読んで終わりとするのではなく、海外のように実際の事件を例に生徒に議論をさせるといった方法や、授業の一環として **SMS** に参加させる方法もあるといったことが意見としていただいております。

**22** 番では、リテラシー教育を推進する際には、ネット犯罪をしたり、実名や所属をうっかり公開したり、飲酒運転などを武勇伝で語るような人がどういう目にあつたかも教育すべきだといったことで、事例、実践を変えながら教育をすべきではないかといった御意見をいただいております。

一方、**16** 番あるいは **23** 番でございますとおり、保護者に関する御意見でございます。保護者から子どもたちのインターネット利用へ積極的に関わっていくことが、これからの情報化社会では必要であるとか、あるいは **23** 番では啓発の場に保護者の積極的な参加を促す取組、仕組みを取り入れる必要があるなどといった意見もいただいております。

「3. フィルタリング関連」であります。これにつきましては、**26**～**28** まで、あるいは **31** 番ということで、フィルタリングは有害情報でないものも対象となるために、子どもの知る権利、あるいは思想の自由を妨げる面があるといったコメントをいただいております。このために普及率にとられることなく、慎重に行うべきである。また、その際、複数の通信サービス提供者による選択が行えること。情報公開制度の整備あるいはリテラシーの向上などが必要ではないかといった意見をいただいております。

一方、4 ページであります。が、**35**、**36**、**38** あるいは **40** 番といった御意見では、フィルタリング

の利用を徹底するためには、保護者、政府関係者のさらなる取組が必要であるといったことに賛同するといった御意見が寄せられております。そのための方法ということで、35番では携帯電話販売会社店員への国のガイドラインに沿った研修制度の義務化を提案する。あるいは36番では、フィルタリング解除に保護者が理由を提示する義務を課した埼玉県の条例のような取組を参考にしてほしい。38番では、保護者に対する啓発活動ということで、継続的実効性のある普及啓発が必要であるといったことが言われております。

43番においては、どの程度フィルタリング提供義務を課すのかということについて、端末機による対策が有効であるということから、法改正も視野に入れて検討すべきであるといった御意見もいただいております。

「4. 児童ポルノ関連」であります。これについては、45～47に見られるとおり、オーバーブロッキングあるいはアドレスリストの妥当性のチェック、並びに創作物に対する恣意的な運用の問題があるということで、ブロッキングについては白紙にすべきではないかといった意見もいただいております。

一方、49におきましては、京都府の条例など、客観的な情勢とともに規制強化の必要性にまで踏み込んだ積極的な意見を盛り込んでほしいという意見もいただいております。

「5. その他」といたしましては、56番に見られますとおり、国や地方公共団体が業界に自粛を促すような事実上の強制行為を含め、青少年の健全育成を口実にインターネット上の創作物を規制するようなことは絶対にしないでほしいという意見。

54、57に見られますとおり、検討会メンバーには中立かつ公正な人物を起用してほしい。また、科学的根拠あるいは人権を重視した議論を行ってほしいといった意見が寄せられております。

一方、62あるいは63でありますけれども、62では法施行後2年間でスマートフォンの普及が予想をはるかに超えるスピードで進んでいるということで、大きく項立てし、早急な対策が必要である旨の記述のほか、具体的解決策まで踏み込んだ意見を盛り込んでいただきたい。あるいは63においては、提言が抽象的な表現にとどまっていることから、できるだけ具体的、前向きな提言となるとともに、保護者にとって見やすい報告書としていただきたいといった御意見もいただいております。

資料7については以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、意見をいただきたいと思いますが、机上のみ配付ということで、右上に「会議後回収」と書かれている意見の原文をまとめているものがございます。これを資料7-1ということで御説明いただきました。

1の基本方針から順番に分けて御意見をいただきたいと思いますが、基本的にはたくさんの意見をいただいて、非常に参考になっておりますが、最終的には報告書に取り入れるといたしますか、この意見を踏まえてということは、現時点では案として考えていないということがございます。

そういったことで御意見をいただきたいと思いますが、資料7-1の「1. 基本方針（総論）関連」で1～2ページの上3つまでとなります。これにつきまして、御意見がございましたらお願い

したいと思います。この分類は事務局の方でしてくださったんですけれども、基本方針に関連する御意見を1～15番までいただいているということでございますが、この意見に対しての意見をお願いしたいということです。

よろしいようでしたら、続きまして、2ページの16～25番までになります。「2. 教育・啓発関連」ということで、10件の御意見をいただきました。この意見に対して、委員の方々の御意見をいただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。この中でも類似の意見を事務局の方でまとめて御説明いただいたわけですが、16～25の10件に関しての意見ですが、よろしいでしょうか。

最後にもう一度振り返るとしまして、次は非常に重要な項目になりますが、26～44番まで、これはフィルタリング関係ということで、19件の御意見をいただいたところでございます。これも非常に貴重な御意見を多々いただいていると思います。これに関しまして、いかがでしょうか。御意見としては、個人とか団体からいただいているということでございます。件数が多いので、斜め読みになってはいますが、あらかじめお考えいただいているようには思うんですけれども。

5ページの中ごろ「4. 児童ポルノ関連」で5件ございます。45～49番になります。この点につきましては、いかがでしょうか。特に意見はなさそうということでしょうか。

最後は「5. その他」で、50～63番ということで14件ございます。その他、今の1～4の分類に入らないものが14件あるということですが、この点についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全体で1～63番までありますが、戻っていただいて構いませんので、それぞれの意見に関しての御意見をいただきたいと思います。委員会で十分議論をして、前回もいろいろとお話があって、その上でパブコメに出して、それについて、それぞれのお立場から非常に貴重な御意見をいただいたところでございますけれども、すべての意見をこの委員会で確認させていただいて、この報告書（案）に対して、どのように対処するかという御意見をいただきたいと思うわけです。

御意見が全くないということから考えますと、貴重な御意見をたくさんいただいたところでありますが、報告書（案）に対しての修正は、特に必要はなかろうと判断してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、この報告書は既に公開した報告書ですが、特に御意見によって修正することはいたさないということでございます。修正につきましては、先ほど3省庁から御説明をいただいた後の修正点がございます。

もう一つ、資料7-2をごらんいただきたいと思います。これは報告書のときは、パブコメを出す前ですので、パブコメが終わった後、その概要を入れるページはどこですか。

○山本参事官 報告書の63ページでございます。

○清水座長 報告書の63ページをごらんいただきますと、パブコメの結果というページがあって、中身がプランクになっているというページがあります。このページに資料7-2が入るということでもあります。この赤字の部分が新しい部分ということでございます。いつから行って、どのように

して、意見は何件あって、基本方針に対して 15 件とかいうことで、今、御説明をしていただいて、御意見をいただいたことの概要が書いてあるということでございます。この部分が 63 ページに入るということでございます。

この資料 7-2 につきまして、何か御意見がありましたらお願いします。資料 7-1 をまとめていただいているということになります。こういう形でパブコメを確かにやって、意見もたくさん来て、意見を紹介しているということでもあります。よろしいでしょうか。

では、議題（3）につきましては、以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議題（4）は検討会報告書のとりまとめについてでございます。資料 8 は今、御説明しましたけれども、意見募集を行った報告書ということですが、議題（2）で報告がありました資料 6 の更新案として、議題（3）で意見を伺いました資料 7-2 は、今、御説明しましたように修正するというようお願いしたいと思います。

これ以外に修正すべき点が委員の方から御提案がありましたらお願いします、なければ、このように決定させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○清水座長 ありがとうございます。

今日はスムーズに進んでいるので、今までの雰囲気と随分違う感じを持っているんですが、十分に意見をいただいた上で審議しているということかと思えます。この検討会は昔に随分やってきまして、昨年 10 月から再び活動を開始しまして、5 回の検討会を開催させていただいたということでもあります。

今回の目標は 2 年後に見直しをするということから、いろいろと御審議をいただいて、その後の府省庁の取組も御説明をいただいて、それを踏まえて、この報告書がまとまったということで、非常にうれしく思っております。

委員の方々あるいはオブザーバーの省庁の方々には、本当にお世話になりました、誠にありがとうございました。これは本当の本当の最後ということではないわけですが、当面これが最後の検討会になろうかと思えます。たくさんの御意見をいただいた上での意見がまとまったことですが、今まで御参加していただきまして、いろいろな御意見は既にいただいておりますが、最後に当たりまして、この報告書をまとめた機会に御意見や思いがあろうかと思えますので、御自由に御発言をいただければと思います。

ただ、今、決定しましたように、御意見をいただいたので、報告書を変えることはもういたさないということですので、御意見いただいたのは、今後の参考にさせていただくという位置づけになります。

どなたからでも結構です。

○曾我委員 日本 PTA から参加をさせていただきました、曾我でございます。長い年月、この会議の中で、私自身も保護者として、さまざまな学びをさせていただきました。

その中で、私も総務省の青少年インターネットWGに参加させていただいて、最後に提言、提唱として、この青少年保護・バイ・デザインという形の中で、今後、このような会議が何か対応する

ために開かれていくのではなくて、やはり最初にこのようなさまざまなツールが出ていくときに、最初から青少年のことを考えながら、それでも起きたことに対して、このような会議によって、よりよい方向に導かれていく。そういうような流れに総務省の会議で提唱できたことが大変ありがたいと思います。

その報告を受けて、この提言をまとめられたこと。また、各省庁は勿論、私ども PTA や文科省とも大変親しく関係をしておるわけですが、その中で子どもたちの教育の未来に関しては、我々の社会の取組の考え方がまさしく影響していく部分がとても重要な部分としてございます。それを保護者がしっかり世の中の変化を受け止めて、相互に協力していくことで青少年を守れる環境ができる。

まさしく今回の提言書の中で自主取組というのは、企業のみ、行政のみに求めているわけではなく、保護者もしっかり受け止めなければならないということを感じたもので、皆さんからさまざまなパブリック・コメントをいただきました。勿論、右から左までさまざまな御意見があることは事実でございます。

しかしながら、それをよりよい導きをしていくことがこの提言に盛り込まれ、自主規制を基本的に進めていき、それでもだめな場合には法規制の余力を残している。ここを是非それぞれの皆さんが踏まえていただき、厳しい状況に今後ならないようなお取組をそれぞれ行政、企業、保護者、民間が行っていただければ、大変ありがたいということをお願いさせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○植山委員 臨床心理士の植山です。

私はこの会議に参加させていただいて、私自身が大変学びになったと感謝しております。と言いますのは、アナログ人間なので IT に関してはさっぱりわからなかったのですが、ここで大変貴重なことを学ばせていただきました。

現場の学校にいるスクールカウンセラーの立場で申し上げますと、学校現場でもメディアリテラシーの重要性については、認識を十分にしておりますけれども、余りにも多くのことが課題としてあるために手が付けられなかった状態ですが、本会議で手配をしていただきましたように、教材研究等、事業者の方から出向いてくださるということがこちらで決定していただきまして、現場としては大変ありがたく、積極的にそれを取り入れてやっていくという状況になっております。

心理社会的な子どもの発達を考えていく上で、これはこと IT の問題だけに限りません。通常の人間関係をどうしていくかということ。自分で自分をどう守るかという基本的な力を付けるということにつながっていく部分でございますので、これも踏まえながら、私は臨床心理士として、スクールカウンセラーとして、学校現場の先生方と協力してやっていこうと思っております。

本会議に参加させていただきまして、大変感謝しております。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 全国高等学校 PTA 連合会の高橋です。この会議に参加させていただいて3年ちょっとになりますけれども、この間、今回のいろいろなアンケートの結果で、例えば参考資料1-1の一番下にありますが、いつごろから携帯を持っていますかということで、小学校で41.5%。以前は高校生は小学校から持っている子はそんなにいなかったのですが、この3年間でがらりと子どもたちの世界が変わっているということをしっかり認識しておいていただきたい。

小学校のときからずっと持っている子に、以前は規制をかけなくて、今からやりましょうと言っても間に合わない。これは高校のPTAが一番悩ましいところで、3年前からいろいろなリテラシー教育で講習会をずっとやってきたのですけれども、3年間で保護者がごっそり変わっていますので、また一からやっています。一生懸命やっているけれども、前は携帯は何だろうと思って、少しは興味を持って参加してくれていた人たちが、今はいとも簡単に携帯などを扱っている人が、その必要性を凜として持っていらっしやらない。私たちも使えるのだから、子どもたちもある程度自由があってもいいではないか。そういった寛容の精神、反対に言えば、我がままに育ててきた保護者が、今、高校に上がってきて、その保護者をいかにして、もうちょっと考え直しましょうよと方向転換するか、今の高校のPTAは非常に苦勞している境です。

いろいろな機能が出てきて、できるだけ民間の手で自主規制をやっていきましようと言っていたときにスマートフォンが出てきまして、では、スマートフォンをどうしようか。実際は7%とか9%で、来年になったら、もっとも上がってくるのだろうと。それに対して、まず親はスマートフォンの機能を把握していない。ですから、今までの3年間以上に、これからの3年間はもう少し厳しい状況になるのかなと。

でも、ただ一つだけ救いなのは、以前みたいに全くわからないのではなくて、ある程度はうっすら理解できている保護者が増えてきている。そうであれば、一から教えなくても、こういうことに関して、こうではないですかという教育の方法が少しずつ変わってくるのかなという気がします。これから民間指導も頑張ってくださいたいし、この延長線上でいろいろな意見を出して行って、国からの力もお借りしながら、勿論子どもを含めて、保護者教育をやっていく必要があるのかと。

ただ、一つ残念なのは、当初から携帯電話が始まったときに、子どもに持たせないとか持たせるという話で、この会議でも出したことがあるかもしれませんが、子どもが学校に持ち込んでいないのだから、学校は指導もしない。保護者が勝手にやったのだから、携帯に関しては保護者がやるべきでしょうという時代が一番初めだったんです。

それから3年経って、その流れは少しは変わったけれども、いまだに積極的に子どもを指導できる先生が少ないというものに関して、このアンケートの結果でも出ていますけれども、ただ一定のリテラシー教育っぽい話はするけれども、中身が全然ない。ですから、この辺は早急に教員の中でも、選りすぐりでもいいですから、エキスパートをつくって、せめて県に何人か、できたら学校に何人か配置できるように、新卒の先生で結構だと思いますけれども、そういった先生方をうまく使ってやっていかないと、子どもと先生のギャップが大きければ大きいほど、学校でリテラシー教育は難しいのかなと。そうなると、我がままな親がよほど改心をしない限りは、親が子どもにきちんとリテラシーを教えられない。

そういった意味で、社会全体でこの問題を扱うのであれば、いま一度、今まで以上にもう一回原点に戻って、いろいろな話し合いを進めて協力し合っていく必要があるのではないかと感じています。

どうも本当にいろいろとお世話になりました。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○国分委員 インターネット協会の国分でございます。

私もフィルタリングに関しては 10 年以上関わってきているのですが、一番最初のころから、思ってもなかなかやれなかったことの一つに、フィルタリングは何のためにやるか。ネット上に違法な情報、有害な情報、子どもが落とし穴に落ち込むような危ない仕掛けがあるとか、そういうことを防ぐために、フィルタリングを付けましようとか、先ほどもお話が出ましたけれども、子どもに携帯を持たせない運動をされる方々とか、更にマスコミや新聞の主に社会部の方がよく取材に来られて、そういう方々は大事件ほど、いいニュースだということなので、悪い話がどんどん広まって、青少年に危険な状況を放置するのはまずいということで、危機感を持って法律ができたわけですが、携帯電話もスマートフォンがこれから高校生、中学生、小学生に普及していくでしょうから、もうちょっといい使い方とか、危険なものに対する対策と同時に、文明の利器で携帯電話では限界があったけれども、スマートフォンのように PC にだんだん近づいてくるとなると、いい使い方をどんどん開発していけるのではないかと。

日本も未来に対して、子どもたちが日本国内だけではなくて、アジア圏、ヨーロッパ、アメリカにどんどん出て行って、そういうところで日本という環境で育って、文明の利器をうまく活用して育つ。いろいろな形で日本をしょって活躍できるようになってもらいたいと、このごろはすごく思うところでございます。

済みません、感想でした。

○清水座長 ありがとうございます。

漆委員、どうぞ。

○漆委員 品川女子学院の漆でございます。

今、高橋様、国分様からもお話がありましたけれども、学校現場におりますと、子どもたちを取り巻くネット環境は日々変化していることを痛切に感じています。法律もつくって終わりということではなくて、常にといいいますか、少し早めのアップデートが必要なのかなということを感じています。

具体的に申しますと、いい面では、中学 2 年生でスマートフォンのアプリの製作に取りかかったりしているチームがあります。そういうことで、今お話がありましたように、新しいものをどんどん使うことによって、便利な世界を手に入れていくことが行われています。

一方で、今トラブルが起きていますのは、実名を用いた SNS サイトです。サイト内で友達を承認する、しないで人間関係のトラブルが生じていくというようなこともありまして、そういったことに学校現場は日々追われていく。教員の方の知識が専門教科以外はなかなか追い付くのが大変と

いう、親御さんと同じような事情もありますし、親御さんがトラブルの震源地になったりするよう  
な、子どもと接する大人のリテラシーに問題があるということもあります。これはネットの特徴だ  
と思いますけれども、新しくてだれも知らない世界だからこそ、日々新しい問題と新しいメリット。  
その間で子どもたちが行ったり来たりしているということを感じています。

最初に戻りますと、対応のアップデートを頻繁に行う必要があるのではないかとということを最後  
に申し上げておきたいと思います。いろいろとありがとうございました。私も勉強になりました。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後にいろいろと御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、事務局よりお願いいたします。

○山本参事官 この検討会につきましては、今後、委員の皆様方の御意見をいただくような状況が  
ございましたら、改めて清水座長、藤原座長代理と御相談をさせていただいた上で、検討会の開催  
の日程を調整させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました議題はすべて終了でございます。予定の時間よりも随分早いとい  
うことでございますけれども、非常に重要な会議を終えていただいたということでございます。

最後になりますが、太田審議官からごあいさつがあるということですので、よろしくお願  
いいたします。

○太田審議官 先生方、どうもありがとうございました。この担当をしております審議官の太田で  
ございます。

本来は細野大臣の代読という形で、担当政策統括官の村木がごあいさつをさせていただくこと  
にしていたのですが、別のよんどころない会議で拘束されておりますので、私の方から、細野内閣府  
特命担当大臣からあいさつをいただいておりますので、代読をさせていただきます。

「本日、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」の取  
りまとめに当たり、青少年の育成を担当する内閣府特命担当大臣として、一言御挨拶申し上げます。

この度の報告書の取りまとめに際しまして、委員の皆様から、多くの有益な御意見・御提言を  
いただきました。お陰様で、インターネットを取り巻く環境が急速に変化する中、情報通信技術の発  
展を的確に踏まえた、大変意義深い報告書が取りまとめられました。委員の皆様には、多大なる御  
協力を賜り、ここに、厚く御礼申し上げる次第です。

今後、政府といたしましては、今般御提言いただいた様々な課題の検討を進め、子どもたちが、  
より一層、安全に安心してインターネットを利用できる環境を実現してまいりたいと考えておりま  
す。

この検討会は、本日をもって一区切りとはなりますが、皆様からいただいた貴重な御提言をしっ  
かりと施策に反映させるべく、今後とも皆様のお知恵や御意見を伺っていきたいと考えております。

引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。



内閣府特命担当大臣細野豪志。」

代読でございました。どうも先生方、ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第 11 回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了させていただきたいと思っておりますけれども、座長からも一言御礼申し上げたいと思っております。

このまとめをするに当たりまして、まず内閣府の事務局を中心としまして、関係府省庁が精力的にやっただきまして、本当にありがとうございました。ここでその取組等を始め、検討結果を御報告いただいたわけですが、この短時間で作業をしてくだったり、調査をしてくださったり、それをまとめてくださったり、ここで御説明して下さったりということで、この報告書ができたと思っております。厚く御礼申し上げます。

また、委員の先生方におかれましては、この委員会の場合だけでなく、いろいろな資料が事務局から送られてきたわけですが、それを踏まえて御検討をいただき、最終的にこのような形でまとめていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

委員の中でも団体や企業関係者の委員の方もおられましたけれども、府省庁と連携をして、いろいろとやってくださったと思っております。そういう報告も多々あったわけですが、それらを踏まえて、委員として御発言いただき、このような形でまとめていただいたということで感謝しておるところでございます。

ここで一段落ということで、しばらく休憩になるわけですが、先生方から先ほどからお話になられていますように、この問題はどんどん進化して、退化している部分もあるんですけれども、変化が著しいわけですね。また、この進化の時間に対する変化は余りにも急速だと思っております。

場合によると、付いていけない、後追いになってしまうというようなことを感じる時がありますけれども、今後も府省庁が対応、検討も含め、引き続き止まることなく進めていかれると思いますが、その情報発信を是非お願いしたいと思っております。また、内閣府の方でも、それを常時まとめて整理していただければありがたいと思っております。

いずれにしても、よりよい社会、あるいはこれからの社会を任せる子どもたちを考えますと、保護者の重要性がここでは特に注目をされたわけですが、保護者と学校とあらゆる関係者が連携をして行っていくことが重要ですので、我々としても注目して、関心を引き続き持つていくということになります。できるだけ幅広い方々の支援を賜りたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。いずれまた招集があるかもしれませんが、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はお忙しいところを誠にありがとうございました。終わりにさせていただきます。

会議後回収というのがありますので、置いていただきたいと思いますということでございます。どうもありがとうございました。